第22期 第30回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年1月30日(火)午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22 アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職	名	氏		名	
委 員	会 長		松	本	光	明
	委員		二本栁 勝		•	
	JJ		東	田	義	廣
	JJ		田	髙	利	美
	JJ		竹	林	雅	史
	II .		荒	谷	正	壽
	II .		南	谷	雅	人
	II .		尾	崎	幸	弘
	II .		坂	尚	正	彦
	JJ		宮	野	昭	_
	II .		堤		静	子
	欠席委員		松	松 下 誠四郎		
	II .		富	田	由	廣
	IJ		木	村	慶	造
	11		中	居	裕	
事務局	事務局長		長	根	幸	人
	主任専門員		八	島	美奈	子
	非常勤事務員		鳴	海	留美	手
県 側	水産振興課	副参事	三	橋	潤一	·郎
		総括主幹	清	藤	真	樹
		主幹	東	野	敏	及
	三八地方水産事務所	所 長	田	村	直	明
	下北地方水産事務所	所 長	泉	田	哲	志

4 提出議案

議案第1号:漁業許可の制限措置の内容等について(諮問)

議案第2号:令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配

分について(諮問)

議案第3号:令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に

係る事前諮問について(諮問)

議案第4号:東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

議案第5号:東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

議案第6号:東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示に

ついて

5 審議結果

第1号議案:原案どおり答申することに決定された。

第2号議案:原案どおり答申することに決定された。

第3号議案:原案どおり答申することに決定された。

第4号議案:原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第5号議案:原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第6号議案:原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第30回青森県東部海区 漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

まずは、新年初めての委員会ですので、あけましておめでとうございます。

さて、報道等で御存知のとおり、新年早々、能登半島地震により、甚大な被害があったわけですが、犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げ、早期の復旧・復興をお祈り申し上げます。

また、本県水産業においては、主要魚種である、イカ、サケなどの大不漁。そして、 陸奥湾のホタテにおいては、高水温による大被害と、非常に厳しい状況が続いており ます。

一方で、最近、陸奥湾のマダラや日本海でのヤリイカが好調であるなど、明るい話題が聞こえておりますので、皆様におかれましても、良い年でありますよう、また、本県水産業が早期に復活できますよう、心からお祈り申し上げます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案6件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、 宮野委員と堤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。 事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったものであり、 詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、それから漁業を営む者の資格・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について、御説明いたします。

2ページ目は、ほたてけた網漁業でございます。

東共第29号ということで、野牛漁協の組合員行使権者で1隻となっております。 3ページ目に参ります。さめ固定式刺し網漁業です。

大間町大字奥戸に住所を有する者ということで、奥戸漁協の地区の住所を有する者で1隻となっております。

続いて4ページに参ります。4ページからは、こうなご光力利用敷網漁業でございます。

順番にいきます。東共第6号ということで、八戸鮫浦漁協の組合員行使権者で2隻。 次が、八戸みなと漁協の組合員行使権者で1隻、その次は、泊漁協の組合員行使権者 で32隻、4ページの一番下は、白糠漁協の組合員行使権者で25隻となっておりま す。

5ページ目に続きます。小田野沢に住所を有する者ということで2隻、それから、 尻労に住所を有する者で6隻、次が、東共28号、岩屋漁協の組合員行使権者で3隻、 その次は、野牛漁協の組合員行使権者で23隻、5ページ目の一番下、風間浦漁協下 風呂部会の組合員行使権者で8隻。6ページ目に続きます。東共第40号、風間浦漁協易国間部会員の組合員行使権者で3隻となっております。

7ページ目に参ります。 7ページ目からは、小型いか釣り漁業(するめいか)が続いております。

7ページ上段は、県内漁業者で271隻、7ページの下は北海道の漁業者で144 隻となっております。8ページ目に続きます。8ページ目、秋田県の漁業者で5隻、 続いて、山形県で4隻、8ページの下、石川県で3隻となっております。

石川県につきましては、震災の影響で申請等があがってこない可能性がありますので、後日再び、石川県について諮問をする可能性がございますので、申し添えます。 続いて、9ページに続きまして、福井県の漁業者で5隻、9ページ目、下は鳥取県の漁業者で5隻。10ページ目に参ります。島根県の漁業者1隻、長崎県で3隻、岩手県が25隻となっております。11ページ目に入ります。宮城県で6隻、千葉県で1隻、新潟県で1隻となっております。

12ページに参ります。12ページは、小型いか釣り漁業(やりいか)でございます。中泊町に住所を有する者で1隻ということになっております。

13ページに参ります。底建網漁業、2段に分かれておりまして、上段は尻労に、 東通村大字尻労に住所を有する者で2人、下段の方は、東通村大字猿ヶ森に住所を有 する者で4人となっております。

14ページに参ります。あわび潜水器漁業でございます。順番に参ります。

東共第1号ということで、階上漁協の組合員行使権者で6人。次が、八戸市南浜漁協の組合員で6人、次、東共13号は三沢市漁協の組合員で1人。続いて、八戸市に住所を有する者ということで5人と、5人は鮫浦地区を想定しております。続いて、八戸みなと漁協が1人。それから、15ページ目に続きまして、市川の地区で1人ということになっております。

続いて、東共第19号、泊漁協の漁業権者で1人、それから、21号、白糠小田野沢の漁協で3人と。それから、23号の尻労漁協の漁業権者で1人。25号は、尻屋漁協1人。それから、27号、岩屋漁協1人、続いて、野牛漁協1人、石持漁協1人となっております。

15ページ目、下の方、なまこ潜水器漁業でございます。

15ページ、4段になっていますが、上から階上漁協6人、八戸市南浜漁協6人、 三沢市漁協1人、八戸市に住所を有する者ということで、八戸鮫浦ですけども5人。 続きまして、16ページに続いて、八戸市に住所を有する者で、八戸みなとの組合員 を想定していますが1人、それから、市川漁協1人となっております。続いて、泊漁 協1人、それから、白糠漁協、小田野沢漁協で3人、尻労漁協で1人、尻屋漁協で1 人、岩屋漁協1人、野牛漁協1人、石持漁協1人となっております。

17ページに参ります。なみがい、ほたてがい潜水器漁業でございます。 階上漁協の組合員行使権者で1人。

2段目は、うに、ほや、わかめ、こんぶ潜水器漁業で階上漁協の行使権者6人。

3段目は、うに、ほや、えらこ、かき、むらさきいがい、わかめ、こんぶ潜水器漁業で八戸市南浜漁協で6人。

次が、うに、ほや、えらこ、かき、あさり、わかめ、こんぶ、まつも潜水器漁業で 三沢市漁業で1人となっております。

続いて、うに、ほや、えらこ、たこ、かき、あさり、わかめ、こんぶ、あかばぎんなんそう、えぞぼら、むらさきいがい、あかざらがい潜水器漁業で、八戸市に住所を有する者で5人。

続きまして、うに、ほや、えらこ、いわがき、むらさきいがい、あかざらがい潜水 器漁業で、八戸市に住所を有する者1人。

次が、うに、ほや、えらこ潜水器漁業で、同じく八戸市に住所を有する者で1人と なっております。

続いて、うに、ほや潜水器漁業で、東共第19号ということで、泊漁協1人、次が 東共21号、白糠小田野沢漁協で3人、東共23号は、尻労漁協で1人となっており ます。

19ページに続きます。25号共同漁業権者で尻屋漁協1人、27号は岩屋漁協1人。続いて、石持漁協で1人となっております。

19ページの最後が、うに、ほや、かき潜水器漁業でして、東共第29号、野牛漁協の漁業権者で1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありました らお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名 を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしという声でございますので、それでは、議案第1号は諮問どおりと決定し、 県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次の議案に入りますが、会議時間短縮のため、議案第2号「令和6管理年度におけ

るくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について(諮問)」及び議案第3号「令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について (諮問)」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

まずは、議案第2号につきまして、資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文、主要部分のみ読み上げます。

諮問書、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について。

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和5年12月21日付け5水管第2553号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問に至った経緯等につきましては、諮問文のとおりであり、 今回の諮問は国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいかの意見を求めて いるものであります。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

続いて、議案第3号の説明をいたします。

議案第3号、資料の1ページ目を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び本文を読み上げます。

諮問書、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前 諮問について。

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表(公告)を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

この際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理期間と同様に、同法第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後に報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、この件につきましても、諮問に至った経緯等につきましては、 この諮問文のとおりであり、また、詳細につきまして、この後、県側から説明があり ますので、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

以上、議案第2号及び第3号の御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

次に県から説明をお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、清藤総括主幹。

水産振興課 清藤総括主幹

私から、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について、御説明します。

内容は、諮問文のとおりとなります。

なお、数量の根拠については、今年度の国際会議において、特に増枠の議論がなされなかったこと。小型魚から大型魚への振り替えにあたって、特例措置の上限を現行の小型魚の漁獲上限10パーセントから30パーセントに拡大する勧告がなされたことにより、大型魚については、振替係数適用により、都道府県への配分量が昨年度より6トン増加しました。

そのため、大型魚については、昨年の506.3トンから508.0トンと1.7トンの増加。小型魚については、令和5管理年度と同数の286.6トンという内容になっております。

続きまして、令和6管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る 事前諮問についてですが、内容については、諮問文のとおりとなります。

なお、この事前諮問は、前管理年度と同様の内容となっております。

補足説明については以上です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、議案第2号及び第3号については、諮問どお

り決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしという声がありますので、それでは、議案第2号及び第3号は、諮問どお りと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続いて、議案第4号「東部海区管内におけるいかつり釣り漁業の光力規制の指示について」、議案第5号「東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について」、及び議案第6号「東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

まず、議案第4号につきまして、資料1を御覧ください。

これは、青森県小型いかつり漁業協議会会長から、過剰光力設備の抑制による経営 安定のため、令和6年1月15日付けで発せられた依頼文です。

内容は、指示の有効期間を1年更新した以外は昨年と同じとなっておりますので、 読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料2を御覧ください。

これは、令和6年度における、当委員会の指示案です。

前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第1号(案)。

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条 第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年2月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

この指示の内容は、これまでと同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、 年次を1年更新した部分を除いて、昨年と同様であり、階層別の集魚灯の光力、合計 光力は御覧のとおりで、加えて20キロワット以内の作業灯を認め、水中灯は使用禁 止するという内容となっております。

続いて、議案第5号の説明をいたします。

これは、5トン未満のいか釣り漁業について、平成3年以降、承認制とし、委員会 指示を発動してきているものです。

資料の1を御覧ください。

令和6年度漁期における指示案です。

前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第2号(案)。

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年2月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以下、年次にかかる部分を1年更新した以外は、昨年と同じ内容となっております。 次に資料2を御覧ください。

令和6年度の事務取扱要領(案)です。

昨年度との変更点は、様式まで含めまして、年次に係る部分を1年更新した部分となります。

また、6ページの第4号様式、船橋楼に表示する標識の地形図の色を令和6年度は 緑色としております。

次に資料3を御覧ください。

これは、事務及び着業を円滑に進めるための内規となっております。

1の(1)は、適正な申請があった場合の、アのケースにつきましては、前年度実績については、委員会の付議を要しないとすること。

イから力までのケースは、委員会が事情やむを得ないと認め、会議に付することを 省略して、承認事務を進めてよいこととしているものです。

次に(2)から(4)は省略いたしまして、大きい数字の2につきまして、次の議案の自家用釣り餌用についての規定となりますが、ほぼ、本業のいか釣り漁業の操業承認に基づく内容となっております。

なお、裏面の2ページ目の(3) イにつきまして、資源管理に関する国の基本方針 及び県の保存及び管理方針において数量配分に係る用語の変更に伴い、「若干」は、 現在、「現行水準」に改めております。

続いて、議案第6号の説明をいたします。

これは、いか釣りを本業とせず、自ら釣り餌用として使用する、するめいかの採捕のための操業承認で、平成23年度から指示を発しているものです。

議案第6号の資料1を御覧ください。

令和6年度漁期における委員会指示案です。

前段を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第3号。

青森県東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法第 120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年2月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

内容につきましては、年次に係る部分を1年更新した以外は、昨年度と同じとなっております。

続いて、資料2を御覧願います。

事務取扱要領案になりますが、昨年度との変更点は、様式まで含めて、次年度に係る部分を1年更新した部分のみとなります。

以上が、議案3件に係る事務局からの説明となります。

県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第4号、第5号、第6号につきましては、県からの補足説明はございません。 御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにした いと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第4号、第5号及び第6号は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。 これで、本日予定していた議事が全て終了しましたので、これをもちまして、第2 2期第30回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時59分